

平成31年度三島町起業・雇用創出支援事業補助金（概要）

三島町内における新規事業の創出及び雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図り、もって定住の促進につなげるため、起業する方又は雇用創出を行う方に対して、経費の一部を補助します。

●起業支援事業

区分	内容
補助の対象	町内に事業所を有する又は新たに事業所を設置する法人又は個人事業主が起業する事業
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 申請年度内に起業する者又は申請時に起業の日から2年を経過しない者であって、次に掲げる要件を全て満たしている者 ①町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人であること（新たに町内に住所を有する場合を含む） ②起業しようとする事業の事業（収支）計画が明確であること ③起業後の事業所等の場所が町内であること ④許認可等を要する業種を起業する者については、既に当該許認可等を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実と認められること ⑤町税、使用料等の滞納がない者
申請対象業種	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる要件を全て満たしている業種 ①農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業、宗教、政治、経済、文化団体等の業種に該当していない事業。ただし、農業者の場合、農産物の加工品を製造販売する場合や農業以外の業種で事業を行う場合は除く。 ②フランチャイズチェーン等の画一的な営業に該当していない事業 ③事業年度末までに完了する事業 ④その他町長が認める事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 新たに事業を行うにあたり要する次の経費 ①広報費（広告宣伝費、印刷製本費、ホームページ制作費） ②試作開発等に要する経費（原材料費、委託料、専門家招聘等に係る謝金・旅費、リース料、消耗品費等。ただし、販売品に係る原材料費等の仕入れ費用を除く。） ③賃借料（事業所等の家賃、借地料。ただし、礼金、敷金、保証金、管理費、共益費、仲介手数料は除く。）※申請時に既に賃貸借契約を締結している場合には、交付決定日以降の翌月からの賃借料を対象とする。 ④設備費及び備品購入費（50万円（税込）未満のものに限る。） ⑤起業に必要な官公庁等の申請書類作成等に係る経費（司法書士や行政書士への報酬・手数料） ⑥知的財産権の出願及び取得に係る経費（出願料、出願審査請求料又は技術評価請求料、弁理士や弁護士への報酬・手数料） ⑦その他町長が必要と認める経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業に係る経費 公租公課（登録免許税や印紙代含む） 不動産購入費、施設に係る工事や改修費等の設備資金 保険料 知的財産権の取得に係る特許料及び登録料 団体等の会費、負担金 借入金等の支払利息及び損害遅延金 茶菓、飲食、娯楽、接待等の費用 上記の他、公的な資金の用途として不適切と認められる経費
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内（千円未満切捨て）。ただし、100万円を上限とする。

●雇用創出支援事業

区分	内容												
補助の対象	町内に事業所を有する又は新たに事業所を設置する法人又は個人事業主が町内に住所を有する者又は有することとなる者を新たに雇用する事業												
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる要件を全て満たしている者 ①町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人であること（新たに町内に住所を有する場合を含む） ②事業（収支）計画が明確であること ③事業所等の場所が町内であること ④許認可等を要する業種については、既に当該許認可等を受けていること又は当該許認可等を受けることが確実と認められること ⑤町税、町使用料等の滞納がない者 												
補助対象となる被雇用者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 申請年度において新たに雇用する従業員（正社員又はパート） ※町内に住所を有する又は有する事となる者とする。 ※申請年度以前に雇用した従業員は対象としない。 												
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 次の要件を満たす新たに雇用する従業員（※1）の賃金・社会保険料 ・賃金（給与、給料） ・社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料、雇用保険料） <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>正社員</th> <th>パート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用条件</td> <td>1年以上の雇用契約</td> <td>6ヵ月以上の雇用契約</td> </tr> <tr> <td>補助する雇用人数（※2）</td> <td>2人以内</td> <td>3人以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象となる雇用期間（※3）</td> <td>雇用開始から1年以内</td> <td>雇用開始から6ヵ月以内</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> （※1）ここでいう新たに雇用する従業員とは、事業拡大等による増員が伴う雇用のみであり、退職者の補充による雇用は対象としない。 （※2）正社員とパートの合計は3人以内とする。 （※3）申請時に既に雇用契約がある場合については、雇用契約日から申請日までの期間を補助対象となる雇用期間から除くものとする。 	要件	正社員	パート	雇用条件	1年以上の雇用契約	6ヵ月以上の雇用契約	補助する雇用人数（※2）	2人以内	3人以内	補助対象となる雇用期間（※3）	雇用開始から1年以内	雇用開始から6ヵ月以内
要件	正社員	パート											
雇用条件	1年以上の雇用契約	6ヵ月以上の雇用契約											
補助する雇用人数（※2）	2人以内	3人以内											
補助対象となる雇用期間（※3）	雇用開始から1年以内	雇用開始から6ヵ月以内											
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則等により定められた所定労働時間外における賃金・社会保険料。 新たに雇用した同一の従業員に対する2年目以降の賃金・社会保険料。 ただし、パート従業員を次年度に正社員とする場合、その1年目は対象とする。 												
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ①正社員 一人当たり月額10万円以内とする。ただし、町外から住民票の異動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額13万円以内とする。 ②パート 一人当たり月額5万円以内とする。ただし、町外から住民票の異動を伴い町内に居住する被雇用者の場合は月額7万円以内とする。 												

（留意事項）

- 補助事業者は、起業支援事業と雇用創出支援事業の両方に申請することができるものとする。
- 起業支援事業について、その申請対象期間は、起業の日から2年以内とする。ただし、申請年度内に起業する場合は、起業前に申請することができるものとする。
- 雇用創出支援事業について、同一の補助対象事業者が連続して申請できる年数は、新たな従業員の雇用を伴う場合に限り、最初の申請年度から3年以内とする。
- 雇用創出支援事業について、申請年度内に補助対象となる雇用期間が上限に満たない場合には、翌年度に残りの月数を補助対象となる雇用期間として申請することができるものとする。
- 補助金の交付決定前に着手した事業は補助対象外とする。

平成31年度三島町空き家・住宅改修費等補助金のお知らせ

町では、移住・定住の促進、集落の維持・活性化、景観の保全等を図るため、空き家の改修・解体または新築・増築のための費用の一部を補助します。
※空き家とは、日常的に居住していない家屋であり、所有者等が日常的には居住せず、年数回、定期的にご利用している場合も含まれます。

区分	①空き家改修		②住宅の新築	③住宅改修	④空き家解体
	移住・定住	地域活動促進			
補助の対象	移住・定住に伴う町内に存する空き家の取得・改修（5年以上の定住を伴う場合に限る）	地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の取得・改修（5年間の活用計画が策定されている場合に限る）	移住・定住（町外人口流出抑制に資する場合を含む）に伴い、5年以上定住するための住宅の新築	新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体（所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る）
補助対象者	①空き家の所有者（購入者の場合は売買契約書が必要） ②空き家の借主（所有者の同意・賃貸借契約書が必要） ③①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者		①住宅の施工主 ※町税、使用料等の滞納がない者	①住宅の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者	①空き家の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ③委任者（委任状が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者
補助対象経費	①工事請負費 ②住宅取得費用 ③調査設計費 ④家財処分費（補助金上限額のうち上限25万円） ⑤町長が必要と認める経費（対象外経費）・蔵や倉庫、車庫等の附属建築物・解体の場合、空き家の一部利活用のための一部解体・新築又は改修の場合、土地購入費・補助金の交付決定前に着手した工事				
補助金の額	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から2年間） 上限150万円 ②町内で住民票の異動を伴う転居者 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から2年間） 上限150万円 ②町内の事業者を利用した新築の場合 上限150万円 ③町外の事業者を利用した新築の場合 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） 上限75万円
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1申請者または1家屋につき申請1回となること。 ・原則として、町内の事業者により改修又は解体を行うこと。 ・空き家・住宅改修の場合、改修後または新築後5年間は町への経過報告が必要となること（補助金返還となる場合あり）。 ・補助対象の基準単価は、概ね15,000円/m²が上限とする。 ・空き家の取得か住宅の新築を申請する方で「福島県来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件（県外からの移住）に該当する場合、補助の額が加算されます。 				

☎地域政策課 地域政策係 ☎(48) 5533

三島町テレビ放送サービスご加入世帯の皆様へ 三島町テレビ放送サービス視聴料の 支払いについて（お知らせ）

「三島町テレビ放送サービス」をご利用の世帯につきましては、次のとおり視聴料をお支払いいただきますので、お知らせします。

【料金】月額500円（10～3月までの6ヵ月分3,000円）

※期間途中にご加入いただいた世帯はご利用月数分です。

【支払方法】

①NTTの料金回収代行サービスに申し込まれた方

- ・請求書発送時期…3月下旬（NTTより）
- ・口座振替による引落日並びに納付書払いによる支払期限はNTTの指定する日となりますが、一般回線ご利用の方とひかり電話ご利用の方で異なります。

②口座振替（会津信用金庫宮下支店・JA会津よつば三島支店・ゆうちょ銀行）に申し込まれた方

- ・口座振替日…3月25日⑧

※なお、口座振替の際の預貯金通帳への記帳をもって領収書にかえさせていただきます。別途、領収書の発行が必要な場合は、役場総務課までお申し出ください。

③上記以外の方

- ・町より納付書を発行しましたので、役場窓口、会津信用金庫宮下支店またはJA会津よつば三島支店にて納期限までにお支払いください。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

地域づくり勉強会のお知らせ

～地域全体を宿と見立てて、おもてなしをする宿(地域)の作り方～

岡山県から地域づくりのスペシャリスト、NPOアースキューブジャパン代表の中村功芳さんをお招きして地域づくりの勉強会を開催します。今回は宮下地区をモデルに「三島町がどうしたら持続可能で豊かな地域であり続けることができるのか？」をテーマに参加者と語り合いたいと思っていますので、ぜひご参加ください。

○日時 3月25日⑧ 午後6時30分～午後8時30分
※午後6時開場

○参加費 2,000円 ※懇親会参加は別途1,000円

○場所 ゲストハウス ソコカシコ

○問合せ ☎090(3345)3043 担当：三澤

主催：一般社団法人 地域づくりのアトリエ ソコカシコ

後援：NPO まちづくりみしま、三島町

●中村 功芳（あつよし）さん

地域の本質的な魅力を世界に発信するまちづくりのストーリーメーカー。NPOアースキューブジャパン代表理事。古民家活用、地域おこし協力隊の指導者、DMOやインバウンドに関する講演やセミナー等全国で活躍し、日本の地域や行政と連携、共同企画を行っています。現在は活動の幅を広げ、暮らしを体験する旅を通じ、地域の魅力を世界に発信するため、合宿や地域プレーヤーから地域プロデューサー育成に尽力。ゲストハウス文化を普及するなどの取り組みが注目され、多数のメディアなど国内や海外からも取材を受け、オーライニッポン大賞や世界最大級の旅の祭典、ツーリズムEXPOジャパンにて2015年観光庁長官からその取り組みを表彰されています。